

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第99回会合議事録

1. 日時 平成28年3月28日（月） 14:00～15:14
2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）
3. 議事
  - (1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について
  - (2) その他
4. 出席者
  - (専門委員)  
村上座長、門平専門委員、筒井専門委員、永田専門委員、  
中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員、  
福田専門委員、山本専門委員、横山専門委員
  - (食品安全委員会)  
佐藤委員長、熊谷委員
  - (事務局)  
姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、田中課長補佐、  
大快係員、大西技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
  - 資料1 「Ⅰ．背景（案）」
  - 資料2 「Ⅲ．BSEの現状（案）」
  - 資料3 「Ⅳ．日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況（案）」
  - 参考資料1 食品健康影響評価について  
「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評  
価について」
  - 参考資料2 骨子案
  - 参考資料3 「Ⅱ．本評価の考え方」
  - 参考資料4 日本の検査陽性牛の出生年月日と確認年月
  - 参考資料5 日本における現在及び過去の評価時点の牛の飼養頭数

## 6. 議事内容

○村上座長 ただいまから第99回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は10名の専門委員が御出席でございます。

欠席の専門委員は、堂浦専門委員、真鍋専門委員、水澤専門委員、山田専門委員の4名でございます。

さらに食品安全委員会からは、佐藤委員長、熊谷委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第99回プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに8点ございます。

資料については、議事次第でございます資料1～3と参考資料1～5を準備しております。机上配付資料として1部、OIEと書いてある机上配付資料を準備させていただいております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書などは、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机上にファイルにて用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

最初に事務局より、前々回の専門調査会で専門委員から質問のありました、EUにおけるSRMの見直しの経緯の詳細について説明がありました。次いで、起草委員が検討の上、作成した「Ⅱ. 本評価の考え方（案）」及び骨子案について事務局から説明が行われ、その後、質疑応答が行われました。最後に審議の結果、「Ⅱ. 本評価の考え方（案）」及び骨子案について同意をいただき、骨子案に基づいて審議を進めることとなりました。

それでは、まず厚生労働省への追加資料要求の状況について、事務局より説明をお願いします。

○田中課長補佐 前々回の専門調査会において、SRMの範囲の見直しについては、リスク管理機関における飼料規制等に対する影響の整理を確認するということとなりました。さらに、輸入牛肉に係るSRMの範囲への影響についても御質問があったところです。これらにつきましては、2月19日付で補足資料の提出を厚生労働省へ依頼しているところです。3月28日現在、補足資料は提出されておられません。

以上です。

○村上座長 それでは、審議に入りたいと思います。まず、前回の調査会で御了承いただきました骨子案について、起草委員より修正の御提案がありましたので、事務局より説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、説明させていただきます。参考資料2を御覧ください。「牛海綿状脳症（BSE）の国内対策の見直しに係る評価書（骨子案）」になります。骨子案につきまして、起草委員から新たに「Ⅵ. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）について」の項目を加えることについて御提案がございました。

理由としましては、本評価の考え方において、人のvCJD発症の可能性について総合的に評価を行うとされておりますので、こちらのvCJDについても項目を立てる必要があるのではないかと趣旨で今回加わったものとされております。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

起草委員から補足の説明などがありましたら、お願いいたします。

○八谷専門委員 では、少し説明いたします。先ほど事務局のほうからもお話がありましたように、本会で一番大事なことは、BSEが仮に発生した場合に人にうつるかどうか、人への食品健康影響評価を検討することが最重要課題と考えました。したがって、骨子案におきまして、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）に関する項目をきちんと設け、仮にこの飼料規制などが行われた場合において、BSEは発生しないという前提で議論をしておりますけれども、そのような前提のもとであっても、このvCJDの人への健康評価ということを一応きちんと検討していくことが最も重要だと考えます。このような理由から、1つ項目を追加することとなっております。

以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの骨子案の修正案の御提案についてはいかがでしょうか。vCJDについても項目立てを行うということでもよろしいでしょうか。御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、骨子案について起草委員に「Ⅰ．背景（案）」、「Ⅲ．BSEの現状（案）」、「Ⅳ．日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況（案）」を作成いただきました。これらについて順番に行いたいと思います。

まず、「Ⅰ．背景（案）」について、事務局より説明をお願いします。

○大快係員 それでは、説明させていただきます。資料1を御覧ください。資料1では、先ほど御覧いただきました骨子案の「Ⅰ．背景」について取りまとめております。

「1．はじめに」を御覧ください。こちらにつきましては、これまでのBSEに関する評価書と同様、食品安全委員会が行ってきた評価等をまとめており、31行目、32行目に今般、厚生労働省から諮問があった旨が記載されております。

34行目からの「2．諮問の背景」についてですが、ここでは日本におけるBSE国内対策は食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、これまでと畜場におけるスクリーニング検査の対象月齢及びSRMの範囲が見直されてきた旨が記載されております。

次のページに行ってくださいまして、現在の国内措置の根拠の一つでございます2013年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価では、2009～2015年にはBSEの摘発頭数はほぼゼロとなり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなるものと推定。また、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断したことが記載されているとなっております。

厚生労働省は、2013年7月～2015年末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛は、BSEスクリーニング検査の結果が全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じたリスク管理措置の検討が必要としていること。また、OIE基準よりも高い水準を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要があること。EUにおいては、近年、と畜場でのBSEスクリーニング検査の対象やSRMの範囲を見直していることが記載されております。

こちらの記載につきましては、これまでの評価と同様、参考資料1にございます、厚生労働省からの諮問文書の記載ぶりに沿った形となっております。

「3．諮問事項」についてですが、こちらは参考資料1の諮問文書の記載のとおりとされております。具体的な諮問内容は厚生労働省からの諮問説明でもあったとおり、「(1)検査対象月齢」については、食用のと畜される健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクを比較。なお、と畜場での検査は生体検査において運動

障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛のみを検査対象とする。

「(2) SRMの範囲」については、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較となっております。

なお、「(2) のSRMの範囲」につきましては、参考資料3の本評価の考え方がございますように、前々回の専門調査会の御審議において、飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要と判断し、今後のリスク管理機関における整理を踏まえ、検討することとされております。

このため、本評価書においては諮問事項の「(1) 検査対象月齢」について、現在、と畜場において実施されている食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査を廃止した場合のリスク評価について先行して検討することとされております。

説明は以上となります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの「I. 背景(案)」の説明について御質問や御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続き、「III. BSEの現状(案)」について、事務局から説明をお願いします。

○大快係員 説明させていただきます。資料2を御覧ください。資料2では、骨子案の「III. BSEの現状(案)」について取りまとめております。こちらも基本的には、これまでの評価でいつも記載しているものでございます。

1 ページ「1. 世界のBSE発生頭数の推移」を御覧ください。OIEに対し報告があったBSEの発生頭数は累計で19万669頭(2016年3月25日現在)でございます。発生のピークであった1992年には年間3万7,316頭のBSE発生報告がございましたが、その後、大幅に減少し、2 ページの図1にございますように、2013年には7頭、2014年には12頭、2015年には7頭の発生にとどまっております。これは飼料規制の評価等により、主たる発生国である英国の発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外の国における発生頭数も減少してきていることを反映しております。

なお、2 ページの図1 2016年の列でございますが、こちらにつきましては後に御報告させていただきますが、現地時間の3月25日にフランスにおきまして、BSEの発生が確認された旨がOIEに報告されております。したがって、フランスの2016年が図ではゼロとなっておりますが、こちらは最新の情報ですと1が正しいということになります。また、OIEにはまだ報告されていないようですが、スペインにおきまして2016年に入ってから1頭、BSEが発生したとの情報がスペイン当局によって公開されております。

1 ページの9行目に戻っていただきまして、これらのことから飼料規制の導入・強化により、国内外ともにBSE発生リスクが大幅に低下していることが伺えます。なお、発生が最も多いEUにおいて確認されたBSE検査陽性牛の平均月齢については、2001年では健康と畜牛

が76か月齢、高リスク牛が89か月齢でございましたが、2013年にはおのおの147か月齢、160か月齢となっており、上昇傾向にございます。

3 ページの表 1 にございますように、EU等におけるBSE検査頭数、これは2001～2013年のデータですが、これは約 1 億1,051万頭でございます。

1 ページの16行目からでございますが、こちらにつきましては、前回の専門調査会における堂浦専門委員の「日本における発生を見ても185か月齢での定型BSEの発生例もあり、このような外れ値を考慮に入れた上で、世界における11歳以上でのケースや最高齢でどのくらいの牛が検出されているかについてもデータが入手できるのであれば、確認する必要がある」との御意見を踏まえまして、食品安全委員会がこれまで評価を実施したBSE発生国における167か月齢以上の定型BSEの発生状況を表 2 に示すとして、4 ページに示されております。

4 ページを御覧ください。表 2 には、先ほど申し上げたとおり、これまで評価を実施したBSE発生国における過去の評価時点での167か月齢以上の定型BSEの発生状況が示されております。

167か月齢という数字につきましては、参考資料 5 を御覧ください。こちらに示しておりますように、167か月齢というのは最終発生の牛の出生年月である2002年 1 月生まれの牛が現在、これは2015年12月末時点を現在としておりますが、現在到達している月齢でございます。

参考資料 4 を御覧ください。日本においてはこれら167か月齢以上の牛は、現在、右上の黄色と赤のしま模様で示した部分に該当する牛になります。

資料 2 の 4 ページにお戻りいただきまして、一番左の列にはこれまでの評価国が、その横に過去の評価時点での検査頭数、BSE発生頭数、うち167か月齢以上の定型BSEの頭数及び月齢が記載されております。167か月齢以上の定型BSEにつきましては、それぞれ日本で1頭、フランスで9頭、アイルランドで37頭、ポーランドで1頭、デンマークで1頭、スイスで1頭、イタリアで2頭が確認されております。BSE全体の発生頭数に占めるこれらの割合といたしましては、その割合が一番高い国はデンマークでございますけれども、こちらでも5%程度であり、ほかの国も全て3%以下でございます。

また、月齢につきましては、下の脚注の 2 に記載しておりますとおり、フランス、アイルランドは頭数が多いため、最高齢のものから高齢順に6頭が記載されておりますが、これまでの評価済み国で確認された定型BSEのうち、最高齢の牛はアイルランドの219か月齢でございます。

脚注 3、4、5 に記載のとおり、カナダ、フランス、アイルランドでは、評価以降にBSEの発生が確認されておりますが、これらは全て非定型BSE、または定型BSEであっても167か月齢を超えないものでございます。なお、脚注 5 のフランスにつきましては、先ほども申し上げましたが、現地時間の 3 月25日付で定型BSEが発生したことがOIEに報告されておりますことから、こちらの記載については「5頭の非定型BSE及び1頭の定型BSEが確認さ

れている」が正しい記載となります。3月25日付で発生が報告された定型BSEについては、167か月齢以上の牛には該当いたしません。

5ページ、こちらもいつも記載されております各国のBSEの検査体制でございます。3行目からございますとおり、日本におきましては48か月齢超の健康と畜牛を対象としたと畜場における検査及び48か月齢以上の死亡牛等を対象として検査が実施されております。なお、と畜場の生体検査において運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛については、24か月齢以上が検査の対象とされております。また、各国におきましては、表3のとおりとなっております。

6ページ、こちらには各国の特定危険部位（SRM）の範囲が記載されております。EUにおきましては、前回の専門調査会でも御説明させていただいたとおり、昨年8月以降、EU域内の無視できるリスク国においてはSRMの範囲から脊柱や扁桃、腸管が除外され、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄のみへと変更されております。

7ページ、こちらは各国の飼料規制が記載されております。4行目からでございますとおり、日本においては、全ての動物由来タンパク質（乳、乳製品等一部のものを除く。）の反すう動物への給与を禁止するとともに、反すう動物由来タンパク質の全ての家畜への給与を禁止しております。

各国の状況につきましては、表5に記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、御質問や御意見をお願いいたします。世界の発生状況は随分減ってきているということでもありますけれども、一方で委員の御指摘のありました高齢牛での発生についても御報告いただきましたが、いかがでしょうか。

表2の高齢牛に発生があったと。少なくとも167か月以上ですね。これらは全体で3%くらいということですが、これらの高齢牛について、どの程度の牛に症状が認められているかについて、もしデータがあったら御紹介をいただけないでしょうか。

○大快係員 お答えいたします。症状が認められている牛については、表2の167か月齢以上の定型BSEは全て足して52頭なのですが、臨床症状牛のうち4頭、死亡牛等のリスク牛のうち29頭、健康と畜牛のうち19頭でございます。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続いて、審議を進めさせていただきます。「IV. 日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○田中課長補佐 資料3を御覧いただければと思います。

「1. BSEサーベイランスの概要」について説明をいたします。

「(1) BSEサーベイランスの経緯と現状」になります。こちらについては日本における

BSEサーベイランスの経緯、現状について記載がされております。

3行目、BSEは、1996年に家畜伝染病予防法上の法定伝染病として指定され、原因が特定できない疾病の感染が疑われるとして、家畜保健衛生所に搬入された死亡牛等を対象にBSE検査が開始されました。さらにその後、2001年に検査対象が追加され、2003年4月からは24か月齢以上の全ての死亡牛に対してBSE検査が実施された。2015年4月からは検査対象牛の月齢が48か月齢以上に変更されたと記載されております。

9行目からは、と畜場における検査対象月齢になります。と畜場においては2001年10月から全月齢の牛を対象にBSE検査が開始された。食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、2005年8月より、と畜場での検査対象月齢は21か月齢以上とされて、さらにその後も検査対象月齢が2013年4月より30か月齢超、2013年7月より48か月齢超とされた。なお、と畜場の生体検査において運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛については、24か月齢以上が検査の対象とされている。

19行目からは、BSE検査の方法になります。これらのBSE検査では、スクリーニング検査として迅速検査法である延髄門部を用いたELISA法が実施されている。また、スクリーニング検査の結果、陽性となったものについては確認検査としてウエスタンブロット法及び免疫組織化学法が実施されている。確認検査の結果、いずれかの検査結果が陽性の場合、死亡牛については、必要に応じて牛海綿状脳症に関する技術検討会の意見を聞き、BSEと確定診断され、と畜段階で摘発されたものについては、牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議においてBSEと確定診断されると記載がございます。

次に「(2) サーベイランス水準について」の記載がされております。

29行目、OIEでは無視できるリスクの国及び管理されたリスクの国に対して、それぞれ5万頭に1頭及び10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスの実施を求めている。日本は2013年5月に無視できるリスクの国の認定を受けており、OIEが定める10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスの基準を満たした検査を引き続き実施している。

2ページの1行目以降は、EUが健康と畜牛の検査を廃止できることとした際のEFSAの評価等になります。なお、EFSAは2012年10月に科学報告書を公表し、高リスク牛（全ての臨床症状牛並びに48か月齢超のと畜前検査異常牛、緊急と畜牛及び死亡牛）の検査を実施していれば、EU25カ国における現行のBSE検査体制において、健康と畜牛の検査を行わなくても、95%の信頼水準で、533万5,627頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能であるとしている。

本評価を受け、ECは2013年2月以降、健康と畜牛のBSE検査を廃止できることとし、2016年2月末現在、ブルガリア、ルーマニア及びクロアチアを除くEU加盟国について、本規定が適用されている。

次に11行目から、こちらは日本におけるBSEの発生状況になります。

「(1) 発生の概況」。

13行目、日本では、これまでに1,602万4,200頭の牛を対象にBSE検査が実施された。これ



は2015年12月末現在の数値になります。2001年9月の千葉県で確認された1例目を含めると、36頭のBSE検査陽性牛が確認されている。また、そのうち34頭は定型BSE、2頭は非定型BSE（L型）である。2009年1月に確認された101か月齢の死亡牛以降、BSE検査陽性牛の報告はない。なお、BSEの典型的な臨床症状を呈した牛は認められていない。

健康と畜牛の検査対象月齢の48か月齢超への引き上げについて評価を行った2013年5月以降では、82万1,425頭が検査の対象とされ、陽性牛は確認されなかった。

2013年5月の評価書では、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものとし、当面の間、検証を継続することとした。2013年5月評価書における評価時点で出生後の経過年数が11年未満であったコホートのうち、2013年5月末から2015年12月末までの間に11年を超えたコホート、こちらは2002年6月～2004年12月の間の出生したコホートということになりますけれども、こちらについては8万9,607頭がと畜または死亡し、検査の対象とされたこととなりますが、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

3ページに、日本のBSE検査頭数及び検査陽性頭数を示しております。一番左が年度ということで、次がBSEの検査頭数、BSE検査陽性頭数ということで確認時の月齢ごとに頭数を入れております。と畜牛につきましては、83万5,771頭、死亡牛等については118万8,429頭、2001年からこれまで検査がされてきているということになります。陽性数につきましては、合計のところを御覧いただきますと36頭ということで、と畜場で確認された頭数は括弧内の計21例になります。

2003年度と2005年度に確認された陽性牛のところに「\*3」とございますけれども、こちらは非定型BSE（L型）1頭を含むということになります。

4ページ「(2) 定型BSEの感染が確認されたBSE検査陽性牛の特性」になります。こちらは陽性牛の出生年等を示しましたのが、図2になります。

2行目、定型BSEの感染が確認されたBSE検査陽性牛のうち、最高齢の牛は健康と畜牛のBSE検査で確認された1992年7月生まれの185か月齢の牛であり、臨床症状等は認められなかった。定型BSE陽性牛を出生年ごとに整理すると図2に示すように、定型BSEの感染が確認された34頭のうち、33頭が反すう動物用飼料への全ての動物由来タンパク質の使用を禁止した2001年10月の飼料規制の強化以前に出生した牛である。

また、飼料規制強化後に生まれたBSE陽性牛については、表7に示してございます。この1頭は飼料規制の強化に当たって、飼料の回収等を行われなかったことなどから、飼料規制以前の販売された飼料による暴露の可能性が考えられていると記載されております。

ここで参考資料4を御覧いただければと思います。こちらは前回の調査会でもお示しいたしました日本の検査陽性牛の出生年月と確認年月になります。縦軸が牛の年齢を示しております。横軸が年月になりまして、点は確認された年月とそのときの月齢を示しております。

2002年以降、斜めに線が入っておりますが、それ以降の領域は灰色となっておりますが、

この領域が飼料規制強化後、2002年1月最終発生以降の出生コホートということになっております。先ほど説明しましたように、2002年1月生まれ以降、BSE検査陽性牛は確認されておられません。

前回評価時点が少し右に行きまして、2013年5月ということで、縦に線がございますけれども、それ以降、と畜場において48か月齢超の調査を実施しており、82万1,415頭が検査されましたが、BSE陽性牛は確認されていないといった状況となっております。

資料3に戻っていただきまして、5ページの「3. 定型BSE最終発生の牛の出生年月以前に生まれた牛の飼養頭数」ということで、定型BSE最終発生の牛の出生年月である2002年1月以前に生まれ、現在まで（2015年12月末現在）飼養されている牛の頭数は月齢不明の牛を含めて2万9,916頭、うち乳用種は1,848頭である。また、2013年5月末時点での当該コホート牛の飼養頭数は月齢不明の牛を含めて9万2,463頭、うち乳用種は1万523頭であった。すなわち2013年5月評価書における評価時点以降、これまでに6万2,547頭の2002年1月以前に生まれた牛（月齢不明を含む。）がと畜または死亡し検査の対象とされたことになるが、これらにBSE検査陽性牛は確認されなかった。

こちらで参考資料4を御覧いただきまして、2002年から斜め右上に行っている線がございます。そこと2015年と2016年の間の灰色の線、2015年末の部分と交わった、その先の部分ですが、こちらが2002年1月以前に生まれた牛で、今、生きている牛になりますけれども、ここの頭数が2万9,916頭ということになります。その内訳につきましては、参考資料5を御覧いただければと思います。

こちらも前回の調査会でお示しした資料になりますけれども、参考資料5の表1で日本における現在及び過去の評価時点の牛の飼養頭数ということで、左側の現在というところになりますけれども、2002年1月以前に生まれた牛で、乳用種は1,848頭、肉専用種＋交雑種は2万7,978頭、その他が90頭ということで、合計で2万9,916頭が飼養されているという状況となっております。さらにその詳細な内訳については裏の表2に示しているとおりで、雄雌の区別につきましても、こちらでお示ししているとおりの内容となっております。

資料3にお戻りいただきまして、5ページの11行目「4. まとめ」になります。こちらはこれまで記載されてきた事項について、まとめを記載しているものになります。

12行目、日本では、これまで健康と畜牛及び死亡牛等を対象としたBSE検査が実施されてきた。健康と畜牛のBSE検査については、食品安全委員会の2013年5月評価書における評価を踏まえ、2013年7月に対象月齢が48か月齢超へと変更された。また、死亡牛等のBSE検査につきましても、2013年4月に検査対象月齢が48か月齢以上と変更されているところです。日本では上記のBSE検査に基づき、2015年12月末現在までに1,602万4,200頭の牛を対象にBSE検査が実施された。その結果、これまでに36頭のBSE検査陽性牛が確認されており、うち34頭が定型BSEであった。2013年5月評価書における評価以降は、82万1,425頭がBSE検査の対象とされたが、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

定型BSEの感染が確認されたBSE検査陽性牛のうち、33頭は飼料規制強化前に出生した牛

である。一方、飼料規制強化後に出生した2002年1月生まれの1頭については、飼料規制以前に販売された飼料による暴露の可能性が考えられている。

2015年12月末現在、2002年1月以前に出生した牛で最も若齢の牛は167か月齢であるが、日本においては健康と畜牛のBSE検査で確認された185か月の牛が、これまでに167か月齢以上で定型BSEが確認された唯一の牛である。当該牛に臨床症状等は認められなかった。

最終発生の牛の出生年月（2002年1月）より後に出生した牛については、2013年5月評価書における評価時点で出世後の経過年数が11年未満であったコホートについて、2013年5月末～2015年12月現在までの間に11年を超えた8万9,607頭がと畜され、または死亡し、検査の対象とされたこととなる。その結果、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

2013年5月評価書では、出生から11年という経過年数は飼料規制の有効性の確認に必要な期間であり、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートにおいて、仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられ、このため、当面の間、検証を継続することとした。上記の結果は最終発生の牛の出生年月から2年7か月の間に出生した牛については、出生の11年が経過してもBSEの発生が確認されておらず、これらのコホートにおいて飼料規制が有効に機能していることを示している。

一方、最終発生の牛の出生年月（2002年1月）以前に出生した牛については、2013年5月評価書における評価時点では9万2,463頭であったが、それ以降、このうち6万2,547頭がと畜または死亡し、検査の対象とされたこととなりますが、その結果、BSE検査陽性牛は確認されなかった。

説明は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、御質問や御意見等をお願いいたします。2013年5月評価以降、82万1,425頭がBSE検査の対象とされましたけれども、BSE検査陽性牛は確認されなかったということでもあります。御審議いただくに当たりまして、本評価の考え方に基づいて、1つは2002年1月より後に出生した牛についての御議論、もう一つは2002年1月以前に出生した牛についてというふうに2つに分けて、それぞれ定型BSEが発生する可能性について、あるいはそれがどのように人の健康影響に及ぼすかについて御検討をいただきたいと思います。

まず、2002年1月より後に出生した牛について、いかがでしょうか。先ほど御説明いただきましたように、前回評価の2013年5月時点で11歳未満であって、2015年12月時点で11年を経過した出生コホートは、2002年6月～2004年12月までに出生したコホートであります。これらのコホートについてはBSEの発生が確認されておらず、飼料規制が有効に機能しているかということについてはいかがでしょうか。お願いします。

○山本専門委員 起草委員が先に発言してしまうと、ほかの先生方は発言しにくくなるかと思うのですが、飼料規制以後に生まれた牛について、検証も含めて見てきたわけですが、現時点で牛群からは見つかってきていないということから、この牛群での感染は、飼料を介しては、ほぼ起こっていないのではないかと考えられると思っております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。お願いします。

○八谷専門委員 先ほどの山本先生の御意見と同じですけれども、今後の議論につきましては、飼料規制がなされているという前提のもとでの検討になりますので、そもそも飼料規制がなされているかどうかということはこの委員会で議論するものではないと思いますけれども、この委員会の議論の前提の立場としては、飼料規制がなされているということを何がしかの形で、その前提が揺らがないという確認ができるようなことが可能なのでしょうか。飼料規制が緩まないというか、きちんと今後も監視体制といいますか、そういうことがきっちり担保された上での今後の定型BSEが発生しないであろうという前提に立って、この先の議論になると思いますので、その辺のところを事務局等できちんと確認していただくという形で、この先の議論という認識でよろしいのでしょうか。

○村上座長 お願いします。

○姫田事務局長 この専門調査会での意見として、従来からリスク管理が行われている限りにおいては云々という書き方がございましたので、例えば最終的な答申に報告していただきたいことを出されるといったこともあります。その辺はむしろここで御議論をいただいて、それをリスク管理機関に伝えていくほうがいいのではないかと思います。

○八谷専門委員 わかりました。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○筒井専門委員 今の関連ですけれども、これまでも飼料規制の変更等については、この委員会の報告なり、お話をしていただいたという記憶があるのですけれども、これについては今後もこのような形になるというふうに、前提として考えてよろしいですか。

○鋤柄評価第二課長 御要望がそういうことであれば、その旨を管理機関に伝えて、引き続き必要な範囲を報告していただきたいと考えております。

○村上座長 お願いします。

○門平専門委員 と言いますと、今までにいろいろなリスク評価をしてきましたけれども、そのたびにFAMICだとか農家に行って、こんなサンプルをとったとか、製造工場でサンプルを幾つとって何も見つからなかったという形のデータを使うということになるわけでしょうか。

○鋤柄評価第二課長 はい。これまでもそういうような御報告を毎年いただいております。

○村上座長 ほかにございますか。よろしいですか。

まずは飼料規制を前提とすることについては、今後もそのようにリスク管理機関への要望として指摘していくという前提に立ち、飼料規制をこれまでと同様になされるものとしての御議論をいただければと思います。その上で現状のこれまでの2002年1月より後に出生した牛について、牛群での飼料規制については有効であるかどうかということについて、

先ほどの説明においては御質問や御意見はございませんでしょうか。これでよろしいということですか。

ありがとうございます。今般の状況を踏まえると、2013年5月評価書で評価した状況を再確認できたという判断でよろしいでしょうか。

そうしますと、本評価の考え方に基つきまして、その後、2002年1月以前の出生した牛について、御意見はいかがでしょうか。これにつきましては、2015年12月末現在で167か月、つまり約14歳以上となりますけれども、これらは飼料規制が強化される前に生まれており、過去においては14歳以上の牛で定型BSEが確認されているということでもあります。ただし、2002年1月以前に出生した牛は現在、約3万頭。先ほどの説明によりますと、このうち、乳用牛は約1,800頭で、ほとんどが肉用牛となりますけれども、その約3万頭しかいないということでもあります。

前回評価以降、2002年1月以前の牛については6万2,547頭を検査して、検査陽性牛は確認されていないということではありますが、今後、定型BSEが発生する可能性について、どのように考えたらよろしいか御議論をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。お願いします。

○山本専門委員 飼料規制以前ですので、そういう飼料が給与されたという可能性は否定できないわけですが、これはコホートを見てみますと、1996年コホートとその次のそれらが回ってきた1999年～2001年組ですね。そのあたりに集中しているということで、残っている3万頭の中でも、その群は特に少なくなってきたはいると思います。

しかも、その群からも今のところは見つかってきておりませんので、相当の確率で発症するというか、そういうのが見つかる可能性はかなり低くなっているのだらうなということは推察されると思います。ゼロとは言いませんので、その辺のところは今後もいろいろなほかの管理手段を含めて、手立てはとっていく必要があるかもしれませんが、今のところは、牛群においてはかなりの確率で減ってきている。感染牛はほぼゼロに近づいているのではないかと考えています。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。今の山本専門委員の御見解に関して、いかがでしょうか。

○筒井専門委員 私も同様に考えております。特にこのターゲットとなっているコホートですね。この中でも96ちよい、97、98くらいのところが一番高エージになっていて、その後、高いエージで全然出てきていないということも考えあわせると、確率的にはかなり低いのではないかと考えています。

○村上座長 ありがとうございます。

牛群ということでもありますけれども、横山専門委員は何かコメントはございませんか。

○横山専門委員 私も同様の意見ですが、その確率として非常に低いだろうということを言える一つの材料として、それこそ全頭検査であるとか、若いものも含めて、これまでに

全て調べてきましたというような結果が諸外国のように抽出検査であったり、リスク牛だけを調べたわけではなくて、プリオンがたまっているとすれば、非常にプレクリニカルな状態のものも含めて見つかったはずだろうという検出体制の中で、陰性の結果が蓄積されてきているということが支持できるようなデータとして使えるのではないかと思います。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。今の御議論は牛群の感染状況についての御意見でありますけれども、仮に定型BSEが発生する可能性が低いと。ほぼゼロに近いという御指摘もございましたけれども、そのような場合、健康と畜牛の検査の有無によって、人の健康へのリスクについて、どのような違いが生じるかということについて御議論をいただけないでしょうか。お願いします。

○山本専門委員 前回、2013年の評価のときには、牛群でのそういう感染状況を中心とした議論に基づいた検査月齢の見直しが行われてたように思うのですが、基本的には人の健康影響評価ということですので、vCJDの発生に対する影響を最終的には議論しなければいけないと思います。八谷専門委員からもそのようなことが言われておりますし、これまでの評価、それ以前の評価書には必ずvCJDのことが書かれてきました。

その後の知見がどこまで、さらに増えているかということになるわけですが、その点はもう少し精査する必要があるかと思いますが、今の状況で牛肉及び牛の内臓を食する限りの人への健康影響が変化するかどうかということに関しては、まだデータの精査が済んでいないのであれですが、印象という言い方をすると科学的ではないのですが、あまり大きな影響は出ていないのではないかという気はしておりますが、その辺はデータと突き合わせながら、その部分の書きぶりを考えていきたいと思います。

○村上座長 ありがとうございます。

vCJDのことについては次回以降に御議論をいただきたいと思いますが、この項目においては牛群の感染状況を踏まえた見直しについて、どのような考え方ができるのかということについて議論しておきたいと思っている次第です。基本的に牛群の感染状況をここでは議論いただきたいと思いますが、これを踏まえて、何か御指摘あるいは御意見がございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。次回以降、vCJDへの現状についての御議論をいただきたいと思っておりますので、もしもなければ、また次回でも結構でございます。よろしいでしょうか。

○山本専門委員 失礼しました。vCJDのことを先に言及してしまいましたけれども、牛群での感染状況という意味では、この何年かは検証作業を続けてきた中で、まずリスクとしては下がっている傾向にあるとは考えられると思っております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この項目についての取りまとめをさせていただきたいと思います。今、御意見を頂戴しました山本先生、筒井先生、横山先生を初め、牛群における感染状況についま

しては、飼料規制が前提ではございますけれども、非常に低い状況にあるといった御指摘をいただきました。

最初に戻って、「Ⅰ. 背景 (案)」、「Ⅲ. BSEの現状 (案)」、今の「Ⅳ. 日本におけるBSEサーベイランス及び発生状況 (案)」について、起草委員につくっていただきまして、事務局から説明のありました案のとおりでよろしいでしょうか。お願いします。

○永田専門委員 細かいことで申しわけないですが、2ページの4行目、95%信頼水準で何頭に1頭と書いてあるものですから、この95%の信頼水準というのは535万5,627頭ではなくて、26から28の間に1ということですか。わかりにくいので、入れなくてもいいのかと。これは信頼区間が書いてあるわけではないのですね。

○村上座長 EFSAの評価のところですね。2ページの4行目ですが、これは原文のとおりなのでしょうけれども。

○田中課長補佐 原文でコンフィデンシャルレベル・オブ・95%とあるので、そこを記載しました。

○永田専門委員 95%信頼区間だったら、細かいことを言うなら、書くのかなと思います。書かなくても535万5,627頭にマイナス1からプラス1が95%信頼区間なのかなと推察するのですが、そうなのですか。こういう書き方をするのですかね。ちょっと不思議な感じがします。

○田中課長補佐 わかりました。原文を改めて確認して、適切な表現に修正したいと思います。

○村上座長 ありがとうございます。では、事務局のほうでそのようにしていただきたいと思います。

ほかにありますか。よろしいですか。お願いします。

○熊谷委員 先ほどの事務局の説明で、資料2の4ページの表2の部分で、私は聞き漏らしたかもしれないのですが、内訳を確かおっしゃっていたような気がするのですが、167か月齢以上の定型BSEの頭数が五十何頭あって、そのうちの4頭が死亡牛で、29頭は高リスク牛なのですか。

○大快係員 さようでございます。もう一度申し上げますと、全て合計で52頭で、健康と畜牛が19頭、死亡牛等の高リスク牛が29頭、臨床症状牛が4頭でございます。

○熊谷委員 29頭の死亡牛の内訳の記録はあるのですか。

○大快係員 29頭の中には、死亡牛や緊急と畜牛やと畜前検査異常牛等が含まれているのですが、手持ちの資料ではうち死亡牛が何頭なのかは確認できませんが、死亡牛の割合が高いと記憶しております。

○熊谷委員 EUで言う、と畜前異常牛というのは、日本で言う、と畜場で見つかる異常牛という理解でいいですか。

○大快係員 そうです。日本の生体検査で異常があった牛と同じようなものと考えていただければと思います。

○熊谷委員 わかりました。これは要するに、健康と畜牛は半分以下になるという理解でいいのですね。

○大快係員 全体に占める健康と畜牛の割合は36.5%です。

○熊谷委員 その他は何かしらの異常が、死亡も含めて、見つかっているということになりますね。

○大快係員 さようでございます。

○熊谷委員 恐らく評価のところで結構効き目がある数字ではないかと思うのです。ちょっとまだわからないですけども。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。それでは、案のとおりということでございますが、今回は評価書の骨子案の「V. 非定型BSEについて」、「VI. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) について」、「VII. 食品健康影響評価」について御議論をいただきたいと思います。起草委員の先生方には、また御負担をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

続いての議事に移りたいと思いますが、「その他」でございます。事務局から報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 先ほど来、御説明の中にありましたように、フランスで新たな定型BSEが確認されたということですので、机上配布資料に基づいて説明をさせていただきます。机上配布資料、OIEと左上に書いてございます、フランスがOIEに報告した当該定型BSEに関する資料になります。こちらはホームページで公表されているものになります。

フランスで定型BSEが発生されたということで、全て英語で恐縮ですけども、中央部分の記載がありますが、こちらの牛は2011年4月8日生まれということで、麻痺を示して安楽殺がされたという記載がございます。その後、ANSESのラボラトリーで定型BSEであると確認されて、EUのレファレンスラボもその結果を確認したという記載がございます。

こちらにつきまして、2011年4月生まれということですので、約5歳の牛となっております。なお、フランスにおける飼料規制の強化につきましては、2000年11月ということですので、飼料規制強化後に生まれた牛ということになります。当該牛につきましては、感染源はまだわかっていないということで、コホート牛などについては、今、調査を行っているということ、疫学調査についてもスタートしたということでございますので、今後この調査についてはフォローアップのレポートが提出されるであろうというような記載がございます。

説明については以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について、御質問等はございますでしょうか。感染源はまだ不明ということで、調査中ということではありますが、2011年4月生まれの約5歳、フランスの飼料規制強化が2000年11月ということですので、飼料規制強化後に生まれた、いわゆるバーブであります。フランスにつきましては、2012年10月評価書で、それまで3頭の



バープが確認されていまして。しかしながら、飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮していると判断しております。

また、フランスの牛群のBSE感染状況下では、30か月齢以下の牛で中枢神経組織中に異常プリオンタンパク質が検出可能な量に達する可能性は非常に低い。SRMを除いた30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛の内臓の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考えがたいと評価してまいりました。この評価を踏まえて、今回の発生がありましたけれども、いかがでしょうか。御質問はありますでしょうか。

発生はございましたけれども、30か月齢の輸入月齢制限とSRM除去が輸入条件になっているということではございますが、現時点で直ちにフランス産の牛肉等に係る評価結果を見直す必要があるかないかということについては、意見はございますか。よろしいですか。

30か月齢未満、SRM除去が輸入条件になっているということで、そうしますと、直ちにフランス産牛肉等に係る評価結果を見直す必要はないと判断してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

では、予定されました議事については、一とおりの御議論をいただきました。事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

○田中課長補佐 ございません。

○村上座長 どうぞお願いします。

○横山専門委員 すみません。先ほどの評価書のほうに戻らせていただいて、具体的なあれではないのですけれども、今回、健康と畜牛のBSE検査を外すとなると、検査の考え方、意義づけ自体が、これまで食肉検査の意味合いが我が国では大きかったのですけれども、今後は欧米と同じように、飼料規制が十分に機能しているかどうかというモニターとしての意義をここの検査がもたらすのだという、かなり大きな考え方の転換が起こるのだということを、本来はそういう案を踏まえた上で、健康と畜牛の検査を外しますよというストラテジー、順序なのかなとは思いますが、その意義が大きく変わるということの評価書の中でもちゃんと明記、または皆さんに周知する必要があるのかなと思っています。

○村上座長 ありがとうございます。

この件について、何か追加あるいは御意見はございますでしょうか。お願いします。

○鋤柄評価第二課長 横山先生、ありがとうございます。海外につきましては、まさにそのような考え方で、飼料規制が破れて、定型BSEがまた発生してしまうということモニターするための検査と考えていると思っております。日本におきましても前回評価したときに、基本的には我が国の検査についても、その時点でそういうような考え方に変わってきているのだろうと思います。

ただし、当時は11年未満もまだ幾つかのコホートについて、さらに確認しなければいけないとか、そういったような点でもう少し検証期間を見ましようというようなことで終わったわけでございますけれども、今回改めてそこについて評価し直して、前回の考え方

でよかったのかなということをもう一回見るということではないかと思っております。いずれにしても、御指摘いただいたような点について、どのように書くかということについては、起草委員の先生方とよく御相談をしてみたいと思います。

○村上座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。現在の専門委員による調査会の審議は本日が最後となります。2年間、長い間、御審議をいただきまして、ありがとうございました。再任される委員の先生方におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。

ここで御退任される先生方にお言葉をいただきたいと思います。最初に本日御欠席の先生から頂戴しておりますので、事務局から披露していただきたいと思います。お願いいたします。

○大快係員 本日御欠席の山田専門委員からのお言葉について、読み上げさせていただきます。

今後も人のプリオン病の解明、調査研究の立場から、食の安全に貢献してまいりますので、よろしく願いいたします。委員の先生方によろしくお伝えください、とのことでした。

以上です。

○村上座長 ありがとうございました。

御出席の先生からもお願いしたいと思います。永田専門委員、お願いいたします。

○永田専門委員 長い間、どうもありがとうございました。私は公衆衛生、特に疫学の立場から委員として、この会に参加させていただきましたが、このような食と安全、健康に関する重要な課題にかかわらせていただきまして、委員の皆様、関係各位の方々に改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○村上座長 永田先生、本当に長い間、ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終わりいたします。ありがとうございました。